

市町村における障害児者が利用できる相談について

第2回・障害者差別解消支援地域協議会の在り方検討会
又村提出資料（参考資料）

- ※ 一定以上の人口を有する市町村における相談窓口をまとめました
- ※ 下表は一例で、相談の内容や時間制限の有無などは地域差があります
- ※ 障害者差別相談の入口となる可能性が高い相談を抜粋しています

（その1）

相談名	概要	対応職員	開設頻度
一般市民相談	くらしの中で生じた問題に対する一般的な相談へのアドバイス 専門相談が必要と判断された場合は、各専門相談を紹介	市民相談員	平日毎日
法律相談	相続、贈与、成年後見など、法律に関する相談に対する法律的なアドバイス（時間制限あり）	弁護士等の 法曹資格者	週2回 程度
多重債務相談	多重債務に特化した法律的なアドバイス（時間制限あり）		月1回 程度
税務相談	相続税・贈与税や所得税などの国税及び確定申告などの相談へのアドバイス	税理士など	
年金・社会保険・労災相談	各種年金や社会保険制度、労災などに関する相談へのアドバイス	社会保険労務士	
行政相談	国・都道府県・市町村・独立行政法人などが実施する業務などに関する相談への対応（国等への伝達）	行政相談員	月2回 程度
人権相談	家庭内や地域、職場などにおける差別や嫌がらせなど人権侵害に関する相談へのアドバイスや専門機関の紹介（必要に応じ、事実関係の調査や解決に向けた調整など）	人権擁護委員	

(その2)

相談名	概要	対応職員	開設頻度
女性相談	女性特有のさまざまな問題、悩みに関する相談へのアドバイスや専門機関の紹介（原則として女性の相談員が対応）	女性（婦人）相談員	平日毎日
子育て相談	妊娠中から 17 歳までの子どもを育てる保護者からの、子育てに関する相談へのアドバイスや専門機関の紹介（子育て相談、ひとり親世帯相談、虐待相談など）	保育士・社会福祉士・保健師など	
療育相談	主に未就学児の発達に関する相談へのアドバイスや専門機関の紹介		
保健福祉相談	保健と福祉に関するさまざまな相談へのアドバイスや所管部署、専門機関の紹介	社会福祉士など	
障害福祉相談	障害福祉担当部署における障害児者や家族からの生活に関する相談へのアドバイスや福祉サービスの活用など	市町村職員	
（委託）相談支援事業所	障害児者や家族からの生活に関する相談へのアドバイスや福祉サービスの利用支援など	社会福祉士など	土日を含めて毎日
地域包括支援センター	介護保険制度に関する相談へのアドバイスや福祉サービスの利用支援など		
教育相談	子どもの進路や学業など、教育に関する相談へのアドバイスや専門機関の紹介	教員	平日毎日
就労相談	本人・家族からの就職に関する悩みごとに関する相談へのアドバイス（仕事の紹介等は行わない）	キャリアアドバイザー	月 1 回程度

以 上